

# 鹿 児 島 県 公 報

平成28年 3 月 22 日 (火) 第3197号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 教 育 委 員 会 規 則

- 鹿児島県立学校管理規則の一部を改正する規則 (※) (教職員課取扱い) 1
- 学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部を改正する規則 (※) (教職員課取扱い) 1
- 鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則 (※) (教職員課取扱い) 2
- 鹿児島県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則 (※) (教職員課取扱い) 10
- 鹿児島県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則 (※) (教職員課取扱い) 12
- 教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則 (※) (教職員課取扱い) 13

### 公 安 委 員 会 規 則

- 鹿児島県地方警察職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則 (※) (警務課取扱い) 15

## 教 育 委 員 会 規 則

鹿児島県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 22 日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

### 鹿児島県教育委員会規則第 2 号

鹿児島県立学校管理規則の一部を改正する規則

鹿児島県立学校管理規則 (昭和31年鹿児島県教育委員会規則第12号) の一部を次のように改正する。

第35条第 1 項第 3 号中「成人病又は精神障害の疾患」を「生活習慣病又は精神科疾患」に改める。

第39条第 1 項中「営利企業等に従事する」を「営利企業への従事等の」に、「営利企業等の従事許可申請書 (営利企業等の従事制限に関する規則)」を「営利企業従事等許可申請書 (営利企業への従事等の制限に関する規則)」に改める。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 22 日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

### 鹿児島県教育委員会規則第 3 号

学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

学校職員の休暇の取扱いに関する規則 (昭和31年鹿児島県教育委員会規則第13号) の一部を次のように改正する。

別表第1第12号中「営利企業等に従事する」を「営利企業への従事等の」に、「さく」を「割く」に改め、同表第18号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

.....  
鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月22日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

**鹿児島県教育委員会規則第4号**

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則（昭和46年鹿児島県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第2条，第3条関係）

所 在 地	学 校 ・ 共 同 調 理 場	級別区分	
薩摩川内市	山田小学校 藤川小学校	1 級	
薩摩郡さつま町	求名小学校 永野小学校		
阿久根市	田代小学校		
出水郡長島町	鷹巣小学校 川床小学校 田尻小学校 城川内小学校 平尾小学校 蔵之元小学校 汐見小学校 鷹巣中学校 川床中学校 長島中学校 平尾中学校 長島町立学校給食センター		
伊佐市	羽月北小学校 羽月西小学校		
霧島市	平山小学校		
始良市	漆小学校 新留小学校		
曾於市	高岡小学校 恒吉小学校 中谷小学校		
志布志市	潤ヶ野小学校 田之浦小学校 森山小学校		
鹿屋市	輝北小学校 輝北中学校 鹿屋市立輝北学校給食センター		
肝属郡錦江町	池田小学校 田代小学校 田代中学校		
肝属郡肝付町	内之浦小学校 川上小学校 内之浦中学校 川上中学校 肝付町立肝付町内之浦学校給食センター		
薩摩川内市	里小学校 里中学校 薩摩川内市立里学校給食センター		2 級
出水市	上場小学校		
出水郡長島町	伊唐小学校		
肝属郡錦江町	大原小学校		
肝属郡南大隅町	佐多小学校 第一佐多中学校		

	南大隅町立佐多学校給食センター	
肝属郡肝付町	岸良小学校 岸良中学校	
西之表市	榕城小学校 上西小学校 下西小学校 住吉小学校 種子島中学校 西之表市立学校給食センター	
熊毛郡中種子町	野間小学校 星原小学校 納官小学校 油久小学校 南界小学校 中種子中学校 中種子町立学校給食センター	
熊毛郡南種子町	中平小学校 長谷小学校 南種子中学校 南種子町立学校給食センター	
熊毛郡屋久島町	宮浦小学校 小瀬田小学校 安房小学校 中央中学校 安房中学校 屋久島町学校給食センター 屋久島町学校給食東部地区共同調理場	
薩摩川内市	中津小学校 手打小学校 長浜小学校 鹿島小学校 上甑中学校 海星中学校 海陽中学校 鹿島中学校 薩摩川内市立下甑学校給食センター	3級
出水郡長島町	獅子島小学校 獅子島中学校	
西之表市	国上小学校 伊関小学校 安納小学校 現和小学校 古田小学校	
熊毛郡中種子町	増田小学校 岩岡小学校	
熊毛郡南種子町	荃南小学校 西野小学校 大川小学校 島間小学校 平山小学校	

	花峰小学校	
熊毛郡屋久島町	一湊小学校 八幡小学校 神山小学校 岳南中学校	
奄美市	名瀬小学校 奄美小学校 伊津部小学校 朝日小学校 小宿小学校 知根小学校 大川小学校 小湊小学校 名瀬中学校 金久中学校 朝日中学校 小宿中学校 大川中学校	
大島郡龍郷町	龍瀬小学校 赤徳小学校 戸口小学校 大勝小学校 龍南中学校 赤徳中学校 龍郷町立学校給食センター	
西之表市	安城小学校 立山小学校	4級
熊毛郡屋久島町	永田小学校 栗生小学校 屋久島町立学校給食西部地区共同調理場	
奄美市	芦花部小学校 住用小学校 東城小学校 赤木名小学校 笠利小学校 節田小学校 緑が丘小学校 宇宿小学校 手花部小学校 屋仁小学校 佐仁小学校 芦花部中学校 住用中学校 東城中学校 赤木名中学校 笠利中学校 奄美市立笠利学校給食センター	
大島郡大和村	大和小学校 大和中学校 大和村立学校給食センター	

大島郡瀬戸内町	古仁屋小学校 阿木名小学校 嘉鉄小学校 古仁屋中学校 阿木名中学校 瀬戸内町立学校給食センター	
大島郡龍郷町	龍郷小学校 円小学校 秋名小学校 龍北中学校	
大島郡喜界町	喜界小学校 喜界中学校 喜界町立学校給食センター	
鹿児島郡三島村	三島小学校 竹島小学校 大里小学校 片泊小学校 三島中学校 竹島中学校 大里中学校 片泊中学校	5級
鹿児島郡十島村	中之島小学校 平島小学校 諏訪之瀬島小学校 宝島小学校 小宝島小学校 悪石島小学校 口之島小学校 中之島中学校 平島中学校 諏訪之瀬島中学校 宝島中学校 小宝島中学校 悪石島中学校 口之島中学校	
出水市	米ノ津東小学校桂島分校 米ノ津中学校桂島分校	
熊毛郡屋久島町	金岳小学校 金岳中学校 屋久島町立金岳小中学校共同調理場	
奄美市	崎原小学校 市小学校 崎原中学校 市中学校	
大島郡大和村	大和小学校湯湾釜分校 大棚小学校 名音小学校 今里小学校	
大島郡宇検村	田検小学校 久志小学校	

	名柄小学校 阿室小学校 田検中学校 久志中学校 名柄中学校 阿室中学校 田検小中学校給食共同調理場
大島郡瀬戸内町	久慈小学校 篠川小学校 薩川小学校 須子茂小学校 西阿室小学校 俵小学校 諸鈍小学校 伊子茂小学校 秋徳小学校 池地小学校 与路小学校 油井小学校 篠川中学校 久慈中学校 薩川中学校 俵中学校 諸鈍中学校 伊子茂中学校 秋徳中学校 池地中学校 与路中学校 油井中学校
大島郡喜界町	早町小学校
大島郡徳之島町	亀津小学校 神之嶺小学校 神之嶺小学校下久志分校 尾母小学校 亀徳小学校 花徳小学校 母間小学校 山小学校 手々小学校 亀津中学校 井之川中学校 尾母中学校 東天城中学校 山中学校 手々中学校 徳之島町立学校給食センター
大島郡天城町	天城小学校 岡前小学校 岡前小学校与名間分校 兼久小学校

	西阿木名小学校 西阿木名小学校三京分校 天城中学校 北中学校 西阿木名中学校 天城町立学校給食センター	
大島郡伊仙町	伊仙小学校 面縄小学校 犬田布小学校 鹿浦小学校 馬根小学校 糸木名小学校 喜念小学校 阿権小学校 伊仙中学校 面縄中学校 犬田布中学校 伊仙町立学校給食センター	
大島郡和泊町	和泊小学校 大城小学校 内城小学校 国頭小学校 和泊中学校 城ヶ丘中学校 和泊町立学校給食センター	
大島郡知名町	知名小学校 住吉小学校 田皆小学校 上城小学校 下平川小学校 知名中学校 田皆中学校 知名町立学校給食センター	
大島郡与論町	与論小学校 茶花小学校 那間小学校 与論中学校 与論町立学校給食センター	



別表第2（第2条関係）

所 在 地	学 校 ・ 共 同 調 理 場
鹿児島市	黒神小学校 黒神中学校
南さつま市	笠沙小学校
薩摩川内市	黒木小学校 大裏小学校 上手小学校 藺牟田小学校 祁答院中学校
薩摩郡さつま町	中津川小学校 薩摩中学校 さつま町立薩摩学校給食センター
阿久根市	尾崎小学校
出水市	蕨島小学校 大川内小学校 大川内中学校
伊佐市	平出水小学校 針持小学校 南永小学校
霧島市	三体小学校 万膳小学校 高千穂小学校 中津川小学校
始良市	北山小学校
始良郡湧水町	上場小学校
曾於市	大隅南小学校
志布志市	泰野小学校 山重小学校
曾於郡大崎町	持留小学校 野方小学校
鹿屋市	高隈小学校 高隈中学校
肝属郡錦江町	宿利原小学校

別表第 3 (第 4 条関係)

所 在 地	学 校 ・ 共 同 調 理 場
鹿児島市	高免小学校
指宿市	利永小学校
南九州市	松ヶ浦小学校
出水市	江内小学校 江内中学校
伊佐市	曾木小学校
霧島市	持松小学校
始良郡湧水町	幸田小学校
曾於市	光神小学校
志布志市	尾野見小学校 野神小学校 原田小学校 松山中学校 宇都中学校 志布志市立松山学校給食センター
鹿屋市	大黒小学校
垂水市	境小学校

## 附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 22 日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

## 鹿児島県教育委員会規則第 5 号

鹿児島県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県立学校職員の人事評価に関する規則（平成18年鹿児島県教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第40条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改め、「（以下「職員の実績等」という。）」を削る。

第 2 条第 1 項中「職員の実績等について、当該職員の自己申告等を踏まえて行う業績等評価をいう」を「能力評価及び業績評価とする」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 能力評価は、別に定める評価項目ごとの着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力の程度を評価することをいう。

第 2 条に次の 1 項を加える。

3 業績評価は、職員が学校の教育目標及び経営方針等を踏まえた職務上の目標の進捗状況及び達成状況（以下「進捗状況等」という。）又はその他職務上の目標以外の取組により、その業務上の業績を評価することをいう。

第 3 条中「、臨時的に任用された職員及び教育長が指定する職員を除く」を「及び鹿児島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が指定する職員を除き、」に改める。

第 4 条の見出し及び同条第 1 項中「業績等評価」を「人事評価」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「条件付採用期間」を「条件付採用期間」に改める。

第 5 条を次のように改める。

（評価期間）

第 5 条 定期評価の評価期間は、次の各号に掲げる評価の区分に応じ、当該各号に定める期間によるものとする。

(1) 能力評価 10 月 2 日から翌年 10 月 1 日まで

(2) 業績評価 4 月 1 日から 9 月 30 日まで及び 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

第6条中「業績等評価」を「人事評価」に改め、同条の表中

校長	教育長			を
教頭，事務長及び船長	校長	教育長		
校長	教育長	—	教育長	に，
教頭，事務長及び船長	校長	教育長	教育長	
事務職員（事務長を除く。），学校栄養職員，用務員，汽罐員及び給食員	事務長	校長	教育長	を
事務職員（事務長を除く。），学校栄養職員及び用務員	事務長	校長	教育長	
				に改める。

第12条を第14条とし、第11条を第13条とする。

第10条の見出しを「（意見の申出等）」に改め、同条中「前条第2項の規定により開示を受けた職員は、評価結果に意見があるときは」を「職員は、前条第2項の規定により開示を受けた評価結果に意見があるときその他人事評価に関する意見があるときは」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第12条とする。

2 職員が意見の申出をしたことを理由に、当該職員に対して、不利益な取扱いをしてはならない。

第9条を第11条とする。

第8条中「評価票は」を「能力評価票，人事評価記録書及び業績評価票（以下「評価票」という。）は」に、「業績等評価」を「人事評価」に改め、同条を第10条とする。

第7条の見出し中「業績等評価」を「能力評価」に改め、同条第1項中「業績等評価」を「能力評価」に、「業績等評価票（以下「評価票」という。）」を「能力評価票」に改め、同条第2項及び第3項中「実績等」を「職務遂行状況等」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（業績評価の方法）

第9条 業績評価は、教育長が別に定める人事評価記録書及び業績評価票により実施する。

2 職員は、教育長が別に定める日までに、学校の教育目標、経営方針及び校長との面談等を踏まえ、評価期間における職務上の目標を定める。

3 職員は、教育長が別に定める日までに、前項で定めた職務上の目標の進捗状況等について、自己評価を行う。

4 前条第2項から第5項までの規定は、業績評価の手続について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項の規定中「職務遂行状況等」とあるのは「職務上の目標の進捗状況等」と読み替えるものとする。

第6条の次に次の1条を加える。

（評価者研修の実施）

第7条 教育長は、評価者に対して、評価能力の向上のために必要な研修を適宜実施するものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に、改正前の鹿児島県立学校職員の人事評価に関する規則第 7 条の規定により作成された評価票は、施行日から改正後の鹿児島県立学校職員の人事評価に関する規則に基づき最初に評価票が作成されるまでの間、なおその効力を有する。

鹿児島県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成28年 3 月 22 日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

**鹿児島県教育委員会規則第 6 号**

鹿児島県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県市町村立学校職員の人事評価に関する規則（平成18年鹿児島県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

- 第 1 条中「第46条」を「第44条」に改め、「（以下「職員の実績等」という。）」を削る。
- 第 2 条第 1 項中「職員の実績等について、当該職員の自己申告等を踏まえて行う業績等評価をいう」を「能力評価及び業績評価とする」に改め、同条第 2 項を次のように改める。
  - 2 能力評価は、別に定める評価項目ごとの着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力の程度を評価することをいう。
  - 第 2 条に次の 1 項を加える。
- 3 業績評価は、職員が学校の教育目標及び経営方針等を踏まえた職務上の目標の進捗状況及び達成状況（以下「進捗状況等」という。）又はその他職務上の目標以外の取組により、その業務上の業績を評価することをいう。
- 第 3 条中「、臨時的に任用された職員及び教育長の指定する職員を除く」を「及び鹿児島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が指定する職員を除き、」に改める。
- 第 4 条中「業績等評価」を「人事評価」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「条件付採用期間」を「条件付採用期間」に改める。
- 第 5 条を次のように改める。  
（評価期間）

第 5 条 定期評価の評価期間は、次の各号に掲げる評価の区分に応じ、当該各号に定める期間によるものとする。

- (1) 能力評価 10月 2 日から翌年10月 1 日まで
- (2) 業績評価 4 月 1 日から 9 月 30 日まで及び10月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

第 6 条中「業績等評価」を「人事評価」に改め、同条の表中

「	校長	市町村教育長		を
	教頭	校長	市町村教育長	
」				
「	校長	市町村教育長	—	に改める。
	教頭	校長	市町村教育長	
」				

第13条を第15条とし、第12条を第14条とし、第11条を第13条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（意見の申出等）

第12条 職員は、前条第 2 項の規定により開示を受けた評価結果に意見があるときその他人事評価に関する意見があるときは、市町村教育委員会が定めるところにより、意見の申出をすることができる。

- 2 職員が意見の申出をしたことを理由に、当該職員に対して、不利益な取扱いをしてはなら

ない。

第10条を削り、第9条を第11条とする。

第8条中「評価票は」を「能力評価票、人事評価記録書及び業績評価票（以下「評価票」という。）は」に、「業績等評価」を「人事評価」に改め、同条を第10条とし、同条の前に次の1条を加える。

（業績評価の方法）

第9条 業績評価は、教育長が別に定める人事評価記録書及び業績評価票により実施する。

2 職員は、教育長が別に定める日までに、学校の教育目標、経営方針及び校長との面談等を踏まえ、評価期間における職務上の目標を定める。

3 職員は、教育長が別に定める日までに、前項で定めた職務上の目標の進捗状況等について、自己評価を行う。

4 前条第2項から第5項までの規定は、業績評価の手続について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項の規定中「職務遂行状況等」とあるのは「職務上の目標の進捗状況等」と読み替えるものとする。

第7条の見出し中「業績等評価」を「能力評価」に改め、同条第1項中「業績等評価」を「能力評価」に、「業績等評価票（以下「評価票」という。）」を「能力評価票」に改め、同条第2項及び第3項中「実績等」を「職務遂行状況等」に改め、同条を第8条とし、同条の前に次の1条を加える。

（評価者研修の実施）

第7条 教育長は、評価者に対して、評価能力の向上のために必要な研修を適宜実施するものとする。

附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に、改正前の鹿児島県市町村立学校職員の人事評価に関する規則第7条の規定により作成された評価票は、施行日から改正後の鹿児島県市町村立学校職員の人事評価に関する規則に基づき最初に評価票が作成されるまでの間、なおその効力を有する。

.....

教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成28年 3 月 22 日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

鹿児島県教育委員会規則第7号

教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則（平成21年鹿児島県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加え、「又は特別支援学校」を「、特別支援学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 鹿児島県内の幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人の理事

第3条第2項第2号中「前条第2項第2号」の次に「及び第3号」を加える。

第4条第2項第2号及び第3項第2号中「第2条第2項第2号」の次に「及び第3号」を加える。

別記第1号様式及び別記第4号様式中

事項	開設者	修了（履修）年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	

教科指導・生徒指導その他 教育の充実に関する事項	年	月	日	教・養・栄
	年	月	日	教・養・栄
	年	月	日	教・養・栄

を

事項	開設者	履修認定年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	
選択必修領域		年 月 日	教・養・栄
選択領域		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄

に、

事項	開設者	修了（履修）年月日	対象免許種
教科指導・生徒指導その他 教育の充実に関する事項		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄

を

事項	開設者	履修認定年月日	対象免許種
選択領域		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄

に改める。

別記第5号様式中

事項	開設者	修了（履修）年月日
教職についての省察並びに子どもの変化、 教育政策の動向及び学校の内外における 連携協力についての理解に関する事項		年 月 日
教科指導・生徒指導その他教育の充実 に関する事項		年 月 日 年 月 日 年 月 日

を

事項	開設者	履修認定年月日
必修領域		年 月 日
選択必修領域		年 月 日

選択領域	年	月	日
	年	月	日
	年	月	日

に,

事項	開設者	修了 (履修) 年月日
教科指導・生徒指導その他教育の充実に 関 する 事 項		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

を

事項	開設者	履修認定年月日
選択領域		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

に改める。

附 則

- この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
- この規則の施行の際、現に改正前の教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

**公安委員会規則**

鹿児島県地方警察職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 22 日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

**鹿児島県公安委員会規則第 6 号**

鹿児島県地方警察職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県地方警察職員の特地勤務手当等に関する規則（昭和46年鹿児島県公安委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中

伊 仙 町	犬田布駐在所 伊仙駐在所 面縄駐在所	を	伊 仙 町	犬田布駐在所 伊仙駐在所	に,
-------	--------------------------	---	-------	-----------------	----

」			」				
「	天 城 町	瀬 滝 駐 在 所 松 原 駐 在 所 平 土 野 駐 在 所	を	「	天 城 町	松 原 駐 在 所 平 土 野 駐 在 所	に、
」				」			
「	徳 之 島 町	徳 之 島 警 察 署 亀 徳 駐 在 所	を	「	徳 之 島 町	徳 之 島 警 察 署 徳 之 島 交 番	に改める。
」				」			

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が人事委員会と協議して定める。